

公 示

勢田川等不法係留船対策計画において、「重点的撤去区域」を次のように定めたので
公示する。

関係図書は、三重河川国道事務所（河川占用調整課）に備え置いて縦覧に供する。

平成23年4月1日

国土交通省中部地方整備局長



1. 河川名

一級河川 宮川水系 勢田川

2. 重点的撤去区域の範囲

一級河川 宮川水系 勢田川

① 勢田川大橋下流から0.2kp付近の河川区域

ただし、勢田川防潮水門下流については、河川中心線から左岸側を除く。（別添図書のとおりに）

② 3.6kp付近 伊勢市河崎2丁目地先の河川区域（別添図書のとおりに）

3. 設定時期

平成23年 4月 1日

4. 強制的な撤去措置に関する事

河川管理者が個別に通知等する期限までに不法係留船（係留施設を含む）を自主的に河川区域外へ撤去又は、適法な係留・保管場所に移動させない場合は、法律に基づき河川管理者において強制的に撤去する。

重点的撤去区域図はこちら